



JASDAQ

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R I S E
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 川 畑 喜 代 之
(J A S D A Q : コード番号 8836)
問 合 せ 先 コーポレート統括部
総務部長 杉 山 顕 士
(T E L : 0 3 - 5 2 8 3 - 0 8 5 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 30 日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月 2 日開催予定の臨時株主総会および優先株主による種類株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付にて別途開示しております「株式の併合および単元株式数の変更に関するお知らせ」にて記載のとおり、本日開催いたしました当社取締役会において、平成 23 年 5 月 2 日開催予定の臨時株主総会に、株式の併合および単元株式数の変更に関して付議することを決議いたしました。

これに伴い当該臨時株主総会において株式の併合が承認可決され、効力が発生することを条件として、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）に規定しております発行可能株式総数を減少すること、および現行定款第 6 条（単元株式数）に規定しております単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために所要の変更を行うものであります。

また、優先株式に関わる現行定款第 12 条（優先配当金）、第 13 条（残余財産の分配）、第 15 条（取得請求権）、第 16 条（株式の併合または分割）についても株式併合に係る箇所について所要の変更を行うものであります。

上記、第 5 条（発行可能株式総数）および第 6 条（単元株式数）の変更は株式併合の効力発生を条件とし、平成 23 年 5 月 18 日をもって効力を生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、同日の経過後これを削除するものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,500</u> 万株とする。	第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,500</u> 万株とする。
2 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、普通株式を <u>14,500</u> 万株、優先株式を <u>2,000</u> 万株とする。	2 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、普通株式を <u>14,500</u> 万株、優先株式を <u>2,000</u> 万株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	第 6 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 2 当社の優先株式の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。
第 7 条～第 11 条 (条文省略)	第 7 条～第 11 条 (現行どおり)
第 2 章の 2 優 先 株 式	第 2 章の 2 優 先 株 式
(優先配当金)	(優先配当金)
第 12 条 当社は、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主（以下、「本優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、「本優先株質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下、「普通株式質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を行う。（以下、当該剰余金を「優先配当金」という。）ただし、当社が次項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。	第 12 条 当社は、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主（以下、「本優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、「本優先株質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下、「普通株質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を行う（以下、当該剰余金を「優先配当金」といい、 <u>優先株式の併合が行われる場合、配当額は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。</u> ）。ただし、当社が次項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
4 (条文省略)	4 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 13 条 当社は、残余財産の分配を行う場合には本優先株主または本優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者に先立ち、優先株式 1 株当たり 50 円および累積未払優先配当金を支払う。</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>(取得請求権)</p> <p>第 15 条 本優先株主は、平成 20 年 7 月 31 日以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間、優先株式について、その選択により、本条第 2 項に定める普通株式または第 4 項に定める金銭の交付を請求することができる。</p> <p>2 本優先株主は、前項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、優先株式 1 株につき普通株式 4 株の割合で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、株式の併合が行われた場合、<u>または株式の分割が行われた場合</u>、本優先株主による当該転換請求により本優先株主が取得する普通株式数は、優先株式発行日の発行済普通株式総数と、<u>当該普通株式の発行、当該株式併合、または当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。</u>本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 13 条 当社は、残余財産の分配を行う場合には本優先株主または本優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者に先立ち、優先株式 1 株当たり 50 円 <u>(優先株式の併合が行われる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)</u> および累積未払優先配当金を支払う。</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(取得請求権)</p> <p>第 15 条 本優先株主は、平成 20 年 7 月 31 日以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間、優先株式について、その選択により、本条第 2 項に定める普通株式または第 4 項に定める金銭の交付を請求することができる。</p> <p>2 本優先株主は、前項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、優先株式 1 株につき普通株式 4 株の割合で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、<u>優先株式および普通株式について株式の併合が行われた場合、ならびに普通株式について株式の分割が行われた場合</u>、本優先株主による当該転換請求により本優先株主が取得する普通株式数は、優先株式発行日の発行済普通株式総数および<u>発行済優先株式総数と、普通株式の当該発行、優先株式または普通株式の当該株式併合、または普通株式の当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数および優先株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。</u>本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 本優先株主が、第1項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、当会社に対して、優先株式1株につき50円の交付を請求した場合、当会社は、当該金銭の交付と引き換えに、当会社の取締役会決議による承認を経て、優先株式を取得する。但しかかる優先株式の取得請求権に基づく当会社の優先株式の取得は、法令の範囲内の金額を限度とする。</p> <p>5 (条文省略)</p> <p>(株式の併合または分割)</p> <p>第16条 当会社は、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>第17条～第57条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 本優先株主が、第1項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、当会社に対して、優先株式1株につき50円(優先株式の併合が行われる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)の交付を請求した場合、当会社は、当該金銭の交付と引き換えに、当会社の取締役会決議による承認を経て、優先株式を取得する。但しかかる優先株式の取得請求権に基づく当会社の優先株式の取得は、法令の範囲内の金額を限度とする。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(株式の分割)</p> <p>第16条 当会社は、優先株式について株式の分割は行わない。</p> <p>第17条～第57条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> <u>第1条</u> <u>第5条および第6条の変更は、平成23年5月2日開催の当社臨時株主総会の第2号議案にかかる株式併合の効力発生を条件とし、平成23年5月18日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本条は平成23年5月18日の経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための種類株主総会および臨時株主総会	平成23年5月 2日 (月曜日)
定款変更の効力発生日 (第5条および第6条以外)	平成23年5月 2日 (月曜日)
定款変更の効力発生日 (第5条および第6条)	平成23年5月18日 (水曜日)

以 上